

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本皮膚科学会に対する意見及び要請

- 地域枠医師や出産、育児等合理的な理由のある専攻医に対して、プログラム制の中で対応していることを速やかに明らかにし、対応した専攻医の数を毎年公開すること。また、今後はより柔軟に研修が行えるようにカリキュラム制の整備を検討すること。